

西東京市卓球連盟規約

平成 13 年月 1 日制定

平成 15 年 4 月 23 日改定

平成 16 年 4 月 21 日改定

第 1 章 総 則

第 1 条 本連盟は西東京市卓球連盟（以下本連盟という）と称する。

第 2 条 本連盟は市内における卓球競技の振興と体位の向上に資し加盟会員（以下会員と称す）相互の親睦をはかり、社会体育の向上と発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本連盟の事務所は事務局宅におく。

第 2 章 組 織

第 4 条 本連盟会員は西東京市在住又は在勤在学とする連盟が認めた個人とする。

第 5 条 本連盟は個人会員で組織する。

第 6 条 削除。

第 7 条 会員は、本連盟の趣旨に賛同し加盟した個人とする。

第 8 条 義務教育在学者の加入は認めない。

第 3 章 事 業

第 9 条 本連盟は第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。事業の細則は別に定める。

- 1 大会及び講習会を開催する事。
- 2 各種試合に参加すること。
- 3 卓球の練習指導及び調査研究をすること。
- 4 卓球に関する各種指導員の派遣。
- 5 その他第 2 条の目的達成に必要と認められる事業。

第 4 章 役 員

第 10 条 本連盟に次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 若干名
- 3 事 務 局 1 名
- 4 理 事 長 1 名
- 5 副理事長 若干名
- 6 理 事 若干名
- 7 会 計 2 名
- 8 書 記 2 名
- 9 会計監査 2 名

第 11 条 役員の任期は 4 月 1 日より 3 月 31 日までの 2 年とし、毎年 3 月に改選する。

役員の任期が満了しても、その後任が就任するまでは任務を継続する。補欠によって

就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員の再任は妨げない。

第12条 会長は本連盟を代表し連盟運営の執行の任にあたる。会長は総会で推薦する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。副会長は総会で決定する。

第14条 理事長は会長、副会長を補佐し連盟運営の業務実施にあたる。理事長は理事会で決定する。

第15条 理事は本連盟の事業及び重要事項を計画立案し、その付帯業務を処理する。理事は総会において個人会員中より選出し決定する。

第16条 会計は本連盟の会計を処理する。会計は理事会において選出する。

第17条 書記は本連盟の理事会で決定し、総会及び理事会の記録を執り保存する。

第18条 会計監査は理事以外の者を総会において推薦し、会長が委嘱して本連盟の会計を監査する。

第19条 本連盟に名誉会長及び相談役をおくことが出来る。名誉会長及び相談役は総会で推薦して会長が委嘱し、本連盟の諮問に応じて会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 機 関

第20条 本連盟の決議機関は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 役員幹事会

第21条 総会は年度初めに 1 回役員の出席のもとに開催し会長が召集する。その他会長が必要と認めた場合又は理事総数の 2 分の 1 以上の要請があった場合は臨時に開催する。総会の議長は理事の互選により決める。総会は理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただ委任は認める。

議決事項については会員に掲示で通達する。

第22条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1 事業報告
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 収支決算及び資産の状況
- 4 役員の選任
- 5 その他重要事項

第23条 理事会は、会長の承認を得て理事長が召集する。

第24条 理事会は、役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。但し委任は認める。

第25条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、書記をもって構成し、総会において議決された事項及び緊急事項等を計画、審議、決定する。

第26条 役員幹事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、書記及び会長が必要とする役員をもって構成し、理事会を開催する必要なしと会長が判断した事項について

て審議決定し、理事会に報告する。

第27条 各会議の議決はすべて出席者の多数決で決める。

第6章 会 計

第28条 本連盟の経費は、会費、補助金等をもってあてる。

第29条 会費は個人会費500円とする。

第30条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会計は会計監査員の監査を受け、総会で報告しなければならない。

第7章 加盟及び脱退

第31条 本会員の加盟及び脱退は当事者の申し出による。

第8章 表 彰 罰

第32条 本連盟の向上発展に貢献した者は理事会の議決により表彰する。

表彰に関する具体的措置はその都度決定する。

第33条 会員で次の各号に該当する者は理事会に付し、第33条により処罰する。

- 1 連盟規約を蹂躪した者
- 2 連盟の秩序を乱した者
- 3 連盟に著しく不利益をもたらした者
- 4 連盟の名誉を著しく損じた者

第34条 処罰はその行為の状況により次の段階をもって行う。

- 1 謝罪
- 2 権利の一時停止
- 3 除名

第9章 慶 弔

第35条 慶弔規定は定めない。特に必要と認める場合は理事長の議を経て執行する。

第10章 附 則

第36条 この規約の改廃は総会の議決を経なければならない。

第37条 本連盟の規約施行について必要な事項及び細則は理事会で別に定める。

第38条 この規約は平成13年4月1日より実施する。

第39条 改定平成15年4月23日

第4条改定

第5条改定

第6条廃案

第21条改定

第28条改定